

高齢者等の 新型コロナウイルス感染症に係る PCR検査費用の 一部助成のお知らせ

感染した場合に重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患を有する者が、本人の希望により検査実施機関（診療所・病院など）でPCR検査を行った場合に検査費用の一部を助成します。

対象者

弥彦村内に住所を有し、『検査当日に発熱等の感染を疑う症状がない人で、本人が検査を希望する』、下記のいずれかに該当する人

- ◆ 65歳以上の人（検査日時時点で65歳以上であること）
- ◆ 64歳以下の基礎疾患^{※1}で治療を受けている人
（基礎疾患^{※1}：慢性閉塞性肺疾患・慢性腎臓病・糖尿病・高血圧・心血管疾患）

対象となる検査

- ◆ 「かかりつけ医（診療所・病院）」が実施する『PCR検査』
※かかりつけ医（診療所・病院）で受診ができない場合や受診できる診療所・病院を紹介してもらえない場合は、弥彦村役場 福祉保健課へお問い合わせください。
- ◆ 「一般社団法人 県央研究所」の「だ液PCR検査キット」を使用し自宅で自己採取する『PCR検査』

電話連絡 → 検査キット受取・支払（直接受取又は郵送） → 自宅で「だ液採取」 → 検体等提出（持込）

<住所：燕市小高 6014 番地 TEL：0256-46-8311>

持込時間
8:30-9:30 当日検査
9:30-17:30 翌日検査

※（一社）県央研究所で検査し、『陽性』となった場合は

<平日昼間> 三条保健所 TEL：0256-36-2362 又は
<夜間・休日> 新潟県受診・相談センター TEL：025-256-8275 へ

自ら速やかに連絡し、指示に従ってください。

（注）『陽性』結果を受け、速やかな連絡を行わなかった場合は、助成対象外となります。）

自己負担額

2,000円

※検査当日は、一旦、検査料金「全額」の支払いが必要です。
※検査料金は、診療所・病院、（一社）県央研究所により異なります。

検査当日

発熱等の感染を疑う症状がなく

検査を希望される方へ

必ず事前に「かかりつけ医（診療所・病院）」又は「（一社）県央研究所」へ
電話連絡をし、受付時間や場所などの指示に従ってください。

※すべての診療所・病院で検査が出来るわけではありません。（診療所・病院名は非公表）
※かかりつけ医（診療所・病院）で受診ができない場合や受診できる診療所・病院を紹介してもらえない場合は、弥彦村役場 福祉保健課へお問い合わせください。

助成申請・問合せ先：弥彦村役場 福祉保健課（TEL：0256-94-3133）

助成方法

- ①診療所・病院又は(一社)県央研究所で、**検査料金を一旦「全額」支払ってください。**
※検査料金は、診療所・病院、(一社)県央研究所により異なります。
※検査を受けたことが分かる書類(領収書等)の発行を受けてください。
- ②検査後、役場 **福祉保健課窓口で申請・請求手続き**をしてください。
- ③**後日、指定口座に助成金を振り込み**ます。
【助成金のイメージ】検査料金 30,000 円－自己負担額 2,000 円＝助成金 28,000 円

助成対象期間

令和2年12月18日～令和3年3月31日

申請期限

令和3年4月16日(金)まで

申請に必要なもの

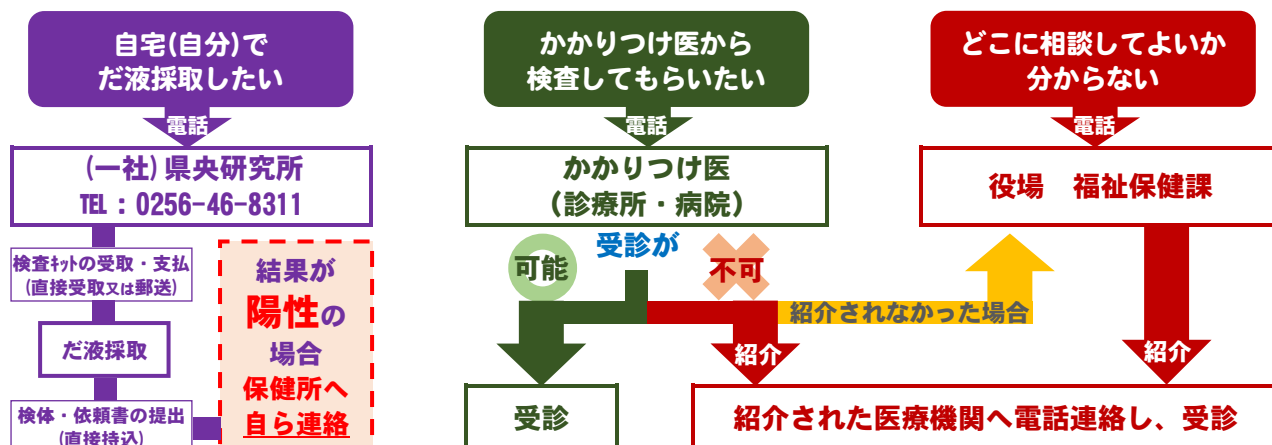
- ◆弥彦村PCR検査費用助成金交付申請書兼請求書
※役場 福祉保健課窓口設置、又は、村ホームページからダウンロードできます。
- ◆検査を受けたことが分かる書類(領収書・診療明細等)の原本
- ◆印かん(認印)
- ◆振込先が確認できるもの(預金通帳、キャッシュカードなど)の写し
- ◆基礎疾患で治療を受けている場合は、治療中であることが分かる書類(お薬手帳、処方箋や身体障害者手帳、又は、かかりつけ医の証明)の写し

検査について

- ◆本検査は、保健所が行っている行政検査や医師の判断で行う有症状者の保険適用検査ではありません。自費により診療所・病院又は(一社)県央研究所が行うPCR検査が対象です。
- ◆本検査は、発熱等の感染を疑う症状がなく、対象者要件に合致し、ご本人が希望する場合に任意で行なわれるものです。
- ◆診療所・病院では、混合診療(保険診療と自由診療を組み合わせた治療)はできません。
※検査当日、PCR検査と一緒にその他の診療を受けることはできません。
- ◆抗原定量検査は、助成対象外です。
- ◆検査の性質上、実際には感染しているのに結果が陰性になること(偽陰性)や、感染していないのに陽性になること(偽陽性)があります。
- ◆検査結果は検査時点のものであり、検査日以降も有効というわけではありません。

検査結果が陽性となった場合について

- ◆症状の有無にかかわらず、入院や宿泊療養等になる可能性があります。
入院先等は、保健所が指定した病院や宿泊療養施設となり、面会も制限されます。
- ◆保健所の調査に対しては、協力に応じていただくことになります。



助成申請・問合せ先：弥彦村役場 福祉保健課 (TEL : 0256-94-3133)